

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年度第1回朝霞市入札監視委員会	
開催日時	令和8年8月6日（木） 午前9時から午前11時20分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 第2委員会室	
出席者の職・氏名	委員3人（大澤委員長、佐久間委員、長瀬委員） 事務局5人（高橋契約検査課長、門瀬課長補佐、細田係長、小笠原主査、高木主任） まちづくり推進課2人（古瀬主幹兼課長補佐、前田係長） こども家庭課4名（松永課長、辻課長補佐、岩城係長、宮崎係長） 教育総務課3名（関口学校教育部次長兼課長、佐賀課長補佐、澤口主任）	
欠席者の職・氏名	なし	
議題	（1）委員長の選出 （2）職務代理者の指名 （3）入札監視委員会の進め方について （4）入札及び契約手続きの運用状況の報告について （5）随意契約の審議について （6）次回の会議等について	
会議資料	次第 資料1 入札実施件数一覧 資料2 審議案件一覧 資料3 【まちづくり推進課】抽出案件説明書 資料4 【こども家庭課】抽出案件説明書 資料5 【教育総務課】抽出案件説明書	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

- ・ 契約検査課長のあいさつ
- ・ 会議公開の決定
- ・ 傍聴者の有無の確認
- ・ 委員の除斥確認

【議題（１）委員長の選出】

委員長に、大澤委員を選出した。

【議題（２）職務代理者の指名】

職務代理者に、佐久間委員を指名した。

【議題（３） 入札監視委員会の進め方について】

- ・ 開催頻度は、年２回とした。
- ・ 開催時期は、上半期は８月又は１０月のいずれかとし、下半期は１月又は２月のいずれかとした。
- ・ 上半期の審議対象案件は、前年度１０月から３月までに契約を締結した案件とし、下半期の審議対象案件は、当該年度の４月から９月までに契約を締結した案件とした。
- ・ 審議案件の抽出の方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の中から原則それぞれ１案件ずつ、合計３案件程度抽出することとした。
- ・ 審議案件報告書の作成、意見書を付す場合は、会議の中で案件ごとに確認することとした。
- ・ 案件抽出は、輪番制とし、大澤委員、佐久間委員、長瀬委員の順に担当することとした。
- ・ 本日の審議案件は、事務局提案とした。

【議題（４） 入札及び契約手続きの運用状況の報告について】

入札及び契約手続きの運用状況について、事務局から報告。

（佐久間委員）

入札不成立案件の３番目の５月２８日に入札された「泉水浄水場遠方監視設備等更新工事」だが、何者入札したのか。

(細田係長)

2 者の応札があった。

(大澤委員長)

4 ページ目の②、「動産・不動産の購入」などの「財産の買入れ」は、大体每期、通年こんなような額で推移しているのか。

(細田係長)

令和 7 年度下半期は 8, 0 0 0 万円程度だが、上半期の財産の買入れの額は 6, 5 0 0 万円程度となっており、同程度で推移している。

(大澤委員長)

物価高の影響もあるのか。

(細田係長)

多少なりとも影響はあると考えている。

【議題（5）随意契約の審議について】

案件名：朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務委託

（担当課：まちづくり推進課）

入札に関する事項について、事務局から説明。

業務内容について、担当課から説明。

(長瀬委員)

随意契約の理由として、「プロポーザル方式による競争によりあらかじめ優先交渉権者を特定しているため。」という理由があるが、その詳細内容について教えてほしい。

(前田係長)

当業務は、国土交通省の「道路に関する新たな取組の現地実証実験」というメニューがあり、その中の「道路空間の時間的空間的な役割分担による有効活用に関する社会実験」という内容で実施するものである。その内容が非常に先進的な取組であることや業務の特殊性というところがあるので、幅広く業者からの提案を受けることで、実施の効果を高めていきたいというところを検討し、プロポーザル方式を採用した。

(長瀬委員)

先進的な取組なので、業者の方から経験に基づいて市が思い付かないようなことを提案してもらいたいからということか。

(前田係長)

御指摘のとおり、先進的で事例が正直少ないというところがある。経験のある業者から提案を受けることで、今後の進め方の話ができるので、業者からの提案を非常に重視し、今回プロポーザルを実施した。

(大澤委員長)

今回、プロポーザルを公募したという形になっていると思うが、公募期間というのは適正な期間を設けたのか。プロポーザルの経験がある企業は複数あると思うが、今回、1者しか応募がなかったということなので、公募期間、プロポーザルを募集する期間は適切に取れていたのか。

(前田係長)

プロポーザルの期間としては令和7年10月9日に市のホームページで公告をし、10月14日に質問書の提出の締切り、10月17日に質問への回答、そして10月21日に参加申込書の締切り、10月31日には、企画書の提案書の締切りをしている。その後、11月7日にプレゼンテーションを実施し、11月10日に結果通知をしている。

スケジュールについては、適切に行っているという認識である。

ただ、御指摘のとおり、結果、1者しか手が挙がらなかった点については、本来、幅広くいろいろな御提案を受けて実施したいというところがあったが、やはり、先進的な取組、また、業務の特殊性というところがあり、実施できる業者が少なかったと認識している。

手を挙げていただいた業者からは、いろいろな御提案をいただき、適切に審査した結果、問題ないということで契約を結んでいる状況である。

(佐久間委員)

審査のときの評点、採点について、参加者が1者しかないということだが、採点基準はクリアしているということなのか。

(前田係長)

朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務に係るプロポーザル審査要項の中で、参加者が1者の場合については、総評価点が175点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなすというルールを定めており、こちらをクリアしているというところで契約を結んでいる。

(大澤委員長)

公募期間が10月9日から14日ということで、9日以前に周知はしていたのか。

(前田係長)

10月9日以前には行っていない。令和7年9月補正予算成立後に公告をしている。

（大澤委員長）

短期間でプロポーザルできるかという大変な印象がある。

応募期間は絞っても良いとは思いますが、申請書の様式等を示す公告期間は広く設定しておいた方が良いと思う。様式の記載に掛かる時間などの応募に要する時間を考慮しないと、対応できる業者も限られてくると思う。

もしかしたらもっと先進的な意見を持っているところもあるかもしれないため、公告期間についてはもう少し考えた方がいいと思う。

（古瀬主幹兼課長補佐）

当該業者からは様々な先進的な内容等を御提案いただいている状況であるが、御指摘の点はこちらも認識しているので、今後プロポーザル方式を採用場合は、御指摘を踏まえ、検討してまいりたい。

（高橋課長）

プロポーザルに関しては、庁内の統一的なガイドライン、基本方針などがなく、各事業課の方で任意に行っている状況である。周知期間や公表方法などを定めたものを情報提供できるようガイドライン等の作成を今後検討していきたいと考えている。

（長瀬委員）

先進的な社会実験ということなので、同様のものは余りないのかもしれないが、普通はどれぐらい公告をするものなのか。

（高橋課長）

公告してから企画提案書の提出期限まで、国のガイドラインだと大体1か月ぐらいとなっている。

（大澤委員長）

一般的な意見かは分からないが、応募に当たっての決裁手続を、指定期間内に終わることができる企業だけに限られてしまうかもしれない。

大企業だと、決裁手続において課長、部長、社長と回付、承認され、応募できるものだと思う。そのようなところを考慮したガイドラインにしないと、決裁の早い企業だけしか応募ができなくなることも考えられる。

また、最初に告知する期間から公募期間の締切りまでの時間はある程度空けないと、社内での決裁手続が難しいと考える。

（佐久間委員）

プロポーザル実施要領によると、受付期間が10月9日から10月14日まで、書類の提出期間が10月31日までと書いている。提出期限まで受付期間を延ばせば良いのではないか。

（前田係長）

10月9日に公告し、その公告内容についての質問書の締切り日が10月14日、その質問書に対する回答日を10月17日としている。正式なプロポーザルへの参加の意思を示す参加申込書の提出期限は10月21日としており、その参加申込みをした方が、企画提案書等の提出日を10月31日としていた。

いずれにしても、ガイドラインで示される1か月という期間と比べれば短いという事実があるので、今後、慎重に検討を進めていきたいと考えている。

（長瀬委員）

このスケジュールとした理由や根拠はどのようなものか。

（前田係長）

当該事業は、令和7年度から2か年に渡って実施しているものである。

当初、5月に実証実験、道路の空間を使う実験を進めるという想定でスケジュールを組んでいた。実際の契約締結後の打合せ、調整、関係機関との協議を考慮し、ややタイトなスケジュールで進めないと間に合わないというところがあったため、当該スケジュールでプロポーザルを進めたものである。

（大澤委員長）

金額が大きい案件で、応募が1者だけという見積合わせがない状態で、金額の交渉は行われたのか。

（前田係長）

必要な労務単価、基準に基づき必要な数量を積み上げ設計した結果の金額となっている。結果的にその業者の必要経費が予定価格に対して同額という形での契約に至った。

（佐久間委員）

複数の参加者となるような、時間的余裕などの様々な配慮が必要であると思う。

また、1者だと比較ができないので、採点するのも大変だと思う。

（案件に対する監視委員会からの意見）

1者でのプロポーザルというと、審査の上でも大変なところがあり、その1者に有利に働いてしまう面があるので、複数の参加者が来るように、特に、公募期間などは国のガイドライン、またそれ以上のものでしっかり設計していただくという形として運用していただきたい。

案件名：朝霞市子育て支援アプリ導入及び運用業務委託
(担当課：こども家庭課)

入札に関する事項について、事務局から説明。
業務内容について、担当課から説明。

(佐久間委員)

抽出案件説明書の随意契約の理由の中で、「機能の比較を行ったうえで事業者の決定を行う」と書いてあるが、結局、応募してきた企業は1者しかないということで、機能の比較は行っていないということではよろしいか。

(岩城係長)

1者の応募のみとなったが、募集、設計するに当たっては、現在、国が行っている実証実験に参加している複数の事業者から話を伺っている。

基本的な機能に大きな差はなかったが、付加機能に若干の差があったため、そこを比較、検討したかったが、1者の応募であったことから、基本的な機能が整っているかということと、こういった機能が今後使えるのかといったことを確認して、「母子モ株式会社」に決定した。

(長瀬委員)

このアプリを作れる会社はどれぐらいあるものなのか。

(岩城係長)

全体の事業者数は把握していないが、令和5年度から6年度に子ども家庭庁で実施した母子保健デジタル化実証実験では、東京都の先行実施自治体として、今回導入した「母子モ」のほかに、「コドモン」「コネヒト」「ミラボ」といった事業者が参加していた。それ以外にも追加で参加した事業者があるという話を聞いており、全国的には事業者は複数存在しているのを確認している。

(大澤委員長)

複数の企業を調べる中で、見積りの徴取や検討は行わなかったのか。

(岩城係長)

参考見積りを徴取した2者からで、対面で機能の確認などの話をしている。それ以外にも、保育課で同じ機能ではないが、「コドモン」というアプリを導入していたので、その仕様等も確認している。

また、近隣の導入自治体についても状況を伺っており、埼玉県内は「母子モ」が多い状況であった。結果としては、3者の内容は確認している。

(大澤委員長)

あえてプロポーザルにせずに、見積り合わせで一番合うところを選ぶという形の方がよろしいのではないかと思うが、プロポーザルにした理由は何かあったのか。

(岩城係長)

事前に具体的に情報収集できたのが2者であった。

他事業者の話も伺いたいと考え、その参画を見込み、プロポーザルという形で募集した。

(大澤委員長)

プロポーザルの公募期間は、適正な期間を取っていたのか。

(岩城係長)

今回の募集では、令和7年9月5日に市のホームページで情報を公開している。参加表明書の提出期限は、2週間後の9月19日に設定した。

9月12日を受付期限とした事前質問では、質問は2者から頂いたが、最終的に参加表明した事業者は1者という結果であった。

スケジュールの設定を検討する際には、これまでに実施されたほかのプロポーザルにおける期限等を参考に設定をした。

極端に募集期間が短かったということはなかったと認識している。

(長瀬委員)

アプリを作れる業者が複数あるのであれば、応募があるのではないか。市の方で推測するのは難しいかもしれないが、なぜ応募がなかったのか。

(岩城係長)

今、国の方で電子版母子手帳の導入ということで、かなり実証実験などが進んでいる状況である。令和7年度に実際どれぐらいが導入したかというのは分からないが、現在契約している会社も忙しい状況にあると認識している。

(大澤委員長)

プロポーザルの仕方として、金額は提示した上で実施したということによろしいか。

(岩城係長)

金額は上限額を示しており、その範囲内での条件で募集を行った。

(大澤委員長)

金額が低すぎることも考えられ、もう少し価格調査が必要かなという面がある。余りにも価格が低すぎると、プロポーザルを実施するに当たり業者は様々な手続が必要になると思うので、公募期間が短いようにも感じる。

応募が1者しかなかった理由が絶対あると思う。ただ安ければいいというものではないと思うので、金額の市場調査を行うことや、それなりの公募期間も必要だと思うので、今後御検討いただきたい。

(佐久間委員)

母子モ株式会社のアプリで満足できたということによろしいか。

(岩城係長)

今年の1月から運用を開始している。今まで母子手帳の交付は予約なしで来所した方から順に対応し、アンケートの記入などで待ち時間が長く掛かっていたが、アプリを導入することで、予約や予約と同時にアンケートも事前に回答できるなど、待ち時間の軽減につながっていると考えている。

また、講座の申込みや産後ケア事業の申請などもアプリ一つで可能であり、利用者にアンケートも取ったが、特に妊娠出産期の世代はアプリに馴染みのある世代なので、電話申込みよりアプリの方がいつでも申請できる、申請しやすいという声を頂いている。

(大澤委員長)

アプリは、転入してきた人にも対応可能なのか。コドモンとかはいろいろな自治体で使われていると思うが、そういうものを選んだ方が、転入者には優しい気がする。導入したアプリとの互換性はあるものなのか。

(岩城係長)

未確認ではあるが、おそらく別のアプリから情報を移行するのは、現状では難しいと思われる。

しかし、国が今後、電子版母子手帳を全体で実施する際には、ガイドラインが提示され、転出入のときのデータの移行についても内容に入ってくる可能性はある。

令和6年度の埼玉県内の状況では、26市町で子育て支援アプリを導入、そのうち15市町が「母子モ」を使っており、一番導入実績は多い事業者である。

(案件に対する監視委員会からの意見)

アプリ導入業者は多数存在するが、結果として応募者が1件であった。

見積もり徴取も複数社から行っており、プロポーザルでなくても実施できたとも考えられる。

価格や期間、今回なぜ1者しか来なかったのかというところをよく検討し、今後プロポーザルを実施する際は、複数の応募が来るような提案をしていただきたい。

案件名：朝霞市児童相談システム再構築業務賃貸借契約
(担当課：こども家庭課)

入札に関する事項について、事務局から説明。
業務内容について、担当課から説明。

(長瀬委員)

今まで使っていたものから全く新しくするのではなく、再構築し引き続き使用するというので、業者が限られてくるということなのか。

(宮崎係長)

現在使用しているものを継続して使用し続けることを前提としているので、対応できる業者は限られる。

(佐久間委員)

3者見積もりしているが、予定価格が落札価格と一致しているがどうしてか。

(宮崎係長)

3者見積もり依頼し、システム提供事業者と取引のある3者から見積もりを徴収している。結果として同額となっている。

(大澤委員長)

令和12年までの5年間の長期継続契約であるが、前回の契約はどのようなものだったのか。

(宮崎係長)

前回も5年の長期継続契約である。6年目の1年間に関しては、賃貸借契約が終了していたので、保守契約という形で延長している。

(大澤委員長)

システムを切り替え、他社と契約をすると1.6倍の費用が掛かるという認識でよろしいか。

(宮崎係長)

おっしゃるとおりである。かなり高額になると伺っている。

(佐久間委員)

3者見積もりで、ほとんど見積もり金額が一緒だが、何か調整があるものなのか。

(宮崎係長)

こちらとしては、特段調整はしていない。

(大澤委員長)

NECキャピタルソリューションが委託している商社からの見積もりということになるのか。

(宮崎係長)

販売事業者は別会社となっており、内田洋行である。当該会社と取引のある3者から見積もりを徴収しており、そのうちの1者がNECキャピタルソリューションである。

(長瀬委員)

前回の契約業者はどこか。

(宮崎係長)

今までの業者も同様にNECキャピタルソリューションである。前回の入札のときに1者応札したのが当該業者となる。

(佐久間委員)

これは、随意契約の第5号ではないのか、第2号となるのか。

(宮崎係長)

現在使用している児童相談システムを使い続けることを目的としており、この業者でないとサービスを提供できないことから、随意契約第2号としている。

(佐久間委員)

従来のシステムは、このNECキャピタルソリューションだったのか。

(宮崎係長)

児童相談システムは、株式会社マーズというところが作成しており、内田洋行が販売をしている。サーバーの機器の賃貸借も含めるので、賃貸借という形でNECキャピタルソリューションに依頼している。

(大澤委員長)

トラブルとかシステム障害があったときは、NECキャピタルソリューション株式会社が仲介するなどして、対応してくれるのか。

(宮崎係長)

システムトラブルがあった際には、内田洋行を通じて株式会社マーズと調整する形になる。

(大澤委員長)

代理店のような扱いが、このNECキャピタルソリューション株式会社ということになるのか。

(宮崎係長)

代理店は、内田洋行となる。

(大澤委員長)

実務を行うのは内田洋行を通じてリース会社に依頼するという形でよろしいのか。

(宮崎係長)

おっしゃるとおりである。

(佐久間委員)

内田洋行に直接依頼することはできなかったのか。

(宮崎係長)

内田洋行自体は、サーバー機器等の賃貸借ができない会社なので依頼はしていない。

(大澤委員長)

ハード自体は、内田洋行のものを使わなければいけないというか。

(宮崎係長)

児童相談システム自体は、そのものを使い続けなければいけないため、それを搭載できる機器等の調達が必要になる。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

案件名：朝霞市小・中学校天吊りスクリーン等処理業務
(担当課：教育総務課)

入札に関する事項について、事務局から説明。
業務内容について、担当課から説明。

(佐久間委員)

天吊りスクリーンのネジが外れていたのは1校なのか。

(佐賀課長補佐)

発見したのは訪問した1校だったが、同様の事例がないかを各学校に点検、聴き取りを行い、最終的には複数の学校のスクリーンを撤去処分している。

(佐久間委員)

12校あったということか。

(佐賀課長補佐)

そのとおりである。

(佐久間委員)

12校でネジが外れていたということなのか。

(佐賀課長補佐)

天吊りスクリーンが外れかかっているのが9校、その他として、学校の中での危険物を抽出し、FF式のストーブや天吊りのテレビ等をこの処理業務の中で処分を実施している。

(佐久間委員)

それで12校ということか。

(佐賀課長補佐)

最終的に12校が該当している。

(長瀬委員)

スクリーンの分量はどれくらいになるのか。

(佐賀課長補佐)

小学校が全部で187個、中学校が75個になる。

(長瀬委員)

そのほかに、ストーブとかも一緒に処分をしたということか。

(佐賀課長補佐)

そのとおりである。

(長瀬委員)

スクリーンとそれ以外のものの比率は。

(佐賀課長補佐)

今、御報告したスクリーンが262個で一番多く、そのほかでは、例えばストーブが103台、天吊りテレビが8台、耐火金庫が1台、キャビネット1台、物置1台、サッカーゴール1台となっている。

(長瀬委員)

300万円の処分費用のうち、スクリーンを処分するのがどれぐらいで、それ以外のものがどれぐらいになるのか。

(佐賀課長補佐)

天吊りスクリーンが小中学校合わせて144万1,000円、ストーブが169万9,500円になる。

そのほか、テレビと耐火金庫、キャビネット、倉庫、ゴールを合わせて15万9,500円という形の内訳になっている。

(大澤委員長)

ストーブが一番金額的には大きいということになるのか。

(佐賀課長補佐)

税抜き単価が、スクリーンが5,000円、ストーブが1万5,000円となる。金額が高い理由としては、学校によって石油式のストーブがあり、その廃油の処理があることで単価が高い。

(佐久間委員)

ストーブも緊急だったのですか。

(佐賀課長補佐)

教室の中に余計なものを置かないという視点もあり、灯油が残っているストーブがあることが危険ということで合わせて処分したものである。

（長瀬委員）

スクリーン以外のものを一緒に処分することにより、どれぐらい費用が抑えられたと試算しているのか。

（佐賀課長補佐）

当時その事象が発覚し、急いで危険なものを全部取り外そうということで動いたところもあり、比較検討までは行っていないのが現状である。

（大澤委員長）

落札業者が予定価格と同額で、ほかの見積もりの業者は金額が高いと見受けられる。見積もり依頼や予定価格の積算方法は適正に行われているのか。

（佐賀課長補佐）

今回契約した大村商事株式会社は、通常の粗大ごみの収集運搬の委託をやっているところであり、ごみ収集の一環ということで、まず見積もりを依頼した。

当初予算の中で賄えない部分もあったので、流用も行いながら、ほかの業者にも見積もりを依頼し、業務を行ったという状況である。

（佐久間委員）

見積り合わせした３者は、通常のごみ収集運搬業務委託をしている業者なのか。

（佐賀課長補佐）

ごみ収集運搬委託は大村商事株式会社が行って、その他の業者は、市の業務で実績があり見積もりを徴取した。

（案件に対する監視委員会からの意見）

意見なし

案件名：・朝霞市小・中学校教室増加に伴う児童用机・椅子等購入
・朝霞第七小学校通級指導教室パーテーション等購入
(担当課：教育総務課)

(長瀬委員)

児童数が増えているということだが、児童数がどれぐらいになるかというのは、ある程度予測はできるのではないかという気がする。緊急の必要性があったということはどのようなことなのか。

(佐賀課長補佐)

将来的な児童・生徒数については、教育管理課が毎年５月に翌年度以降の５年分の推計を出している。

５月の段階から更に転入転出等が見込まれ、時点修正をしていく中で、流入が多い部分があった。また、今年度で言う３５人学級の関係で、１人増えともう１クラス増えてしまうなどの調整をギリギリまで行い、備品を購入しているという事情があり、毎年１２月に補正予算を計上し調達している。

(関口部次長兼課長)

それに加え、中学校は自由選択制というものを行っており、必ずしも小学校からその学区域の中学校に行かない場合もある。人気がある中学校だったりすると、当初の予定よりも人数が多くなって教室が増えるような場合がある。それが行われるのも大体３学期に向けての時期になるので、おおよそこの時期に最終的な教室数が確定する。

(大澤委員長)

児童用机・椅子とパーテーション、どちらについても見積もり業者がどこも一緒だが、取り扱う会社というのは、似たようなところになるものなのか。

(佐賀課長補佐)

机・椅子の場合は、同じ規格品のものを大量に確保しなければいけない点がある。

パーテーションは、ただ設置するだけでなく、パーテーションを一部加工していただいている。通級指導教室は、毎年１教室から２教室増設し、基本的に一対一、マンツーマンで指導している。保護者も付き添っていただくが、指導中に親がいると子供が集中できないなどの理由から、親をパーテーションで区切らせていただき、かつ、その保護者の方が指導の様子を見られるようにパーテーションを一部加工して行っている。その実績等を踏まえ、業者を選定したという経緯がある。

(大澤委員長)

物品の特性として、机・椅子とパーテーションは大分違うような気がするが、見積依頼した３者は、そういう教室アレンジに特化しているということなのか。

(関口部次長兼課長)

3者いずれも学校の事務用品や備品を扱っており、実際に設置にも来られている業者である。学校内のことをよく知っており、教室のパーテーションの区切りなどの対応についても、ある程度強みがあると捉えており、見積もりを取るときはこの3者から取らせていただいている。

(佐久間委員)

指名競争入札ではできないものなのか。

(佐賀課長補佐)

12月補正予算が決まるのが12月末になり、そこからの入札では2月ぐらいの決定になるということから、机・椅子の台数が多い部分もあるため、入札だと間に合わないという事情がある。

(佐久間委員)

見積り合わせした時期が1月23日だが、指名競争入札の時期はどうなっているのか。

(細田係長)

令和7年度の入札は、1月28日、2月18日に執行している。

(佐久間委員)

1月28日には間に合わないのか。

(関口部次長兼課長)

当時は間に合わないと判断し、随意契約とした。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

【議題(6) 次回の会議等について】

・開催予定日：令和8年度第2回会議の開催日を、令和9年2月1日午前9時からとした。

・次回の審議案件の抽出：佐久間委員

(大澤委員長)

本日の会議は、以上とする。